

東温市地域福祉計画

2018年度～2025年度

東温市地域福祉活動計画

2019年度～2025年度

中間評価報告書

令和4年2月

東 温 市

社会福祉
法 人

東温市社会福祉協議会

目次

第1章 中間評価について	1
1 中間評価の考え方	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の体系	4
第2章 地域福祉を取り巻く現状について	5
1 市の現状	5
2 小地域における現状	10
第3章 各取組における中間評価	14
1 基本目標と取組状況	14
「中間評価」シート	
2 重点的な取組について	16
第4章 中間評価結果について	17
1 策定委員会における主な意見	17
2 今後の方向性について	19
資料編	20
1 東温市地域福祉計画策定委員会規則	20
2 東温市地域福祉活動計画策定委員会規則	21
3 委員名簿	22
別添 「中間評価」シート	

第1章 中間評価について

1 中間評価の考え方

東温市（以下、「市」という。）では、社会福祉法に基づき策定する行政計画として、地域福祉を推進するための基本的指針となる「東温市地域福祉計画」を、社会福祉法人東温市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）では地域住民等の地域福祉活動推進の具体的な計画として「東温市地域福祉活動計画」をそれぞれ策定し、地域福祉の推進に取り組んでおります。

東温市地域福祉計画は2018～2025年度の8か年計画となっており、中間年に当たる今年度（2021年度）に、これまでの取組や成果、計画策定後の環境変化を踏まえ、中間評価を実施します。

一方、東温市地域福祉活動計画は2019～2025年度の7か年計画となっており、2022年度に見直しを予定しておりましたが、市の計画と終期が同じであること、また、どちらの計画も地域福祉のあるべき姿を描き、車の両輪のような関係にあることから、今年度中間評価を一体的に行い、さらなる連携を図ります。

また、取組状況の評価に当たっては、進捗状況を把握する目安として設定した「評価基準」により、各担当部署において中間評価を行い、達成状況や課題の確認を行うとともに、今後の対応や改善点等を検討し実効性向上を図っていきます。

2 計画の位置づけ

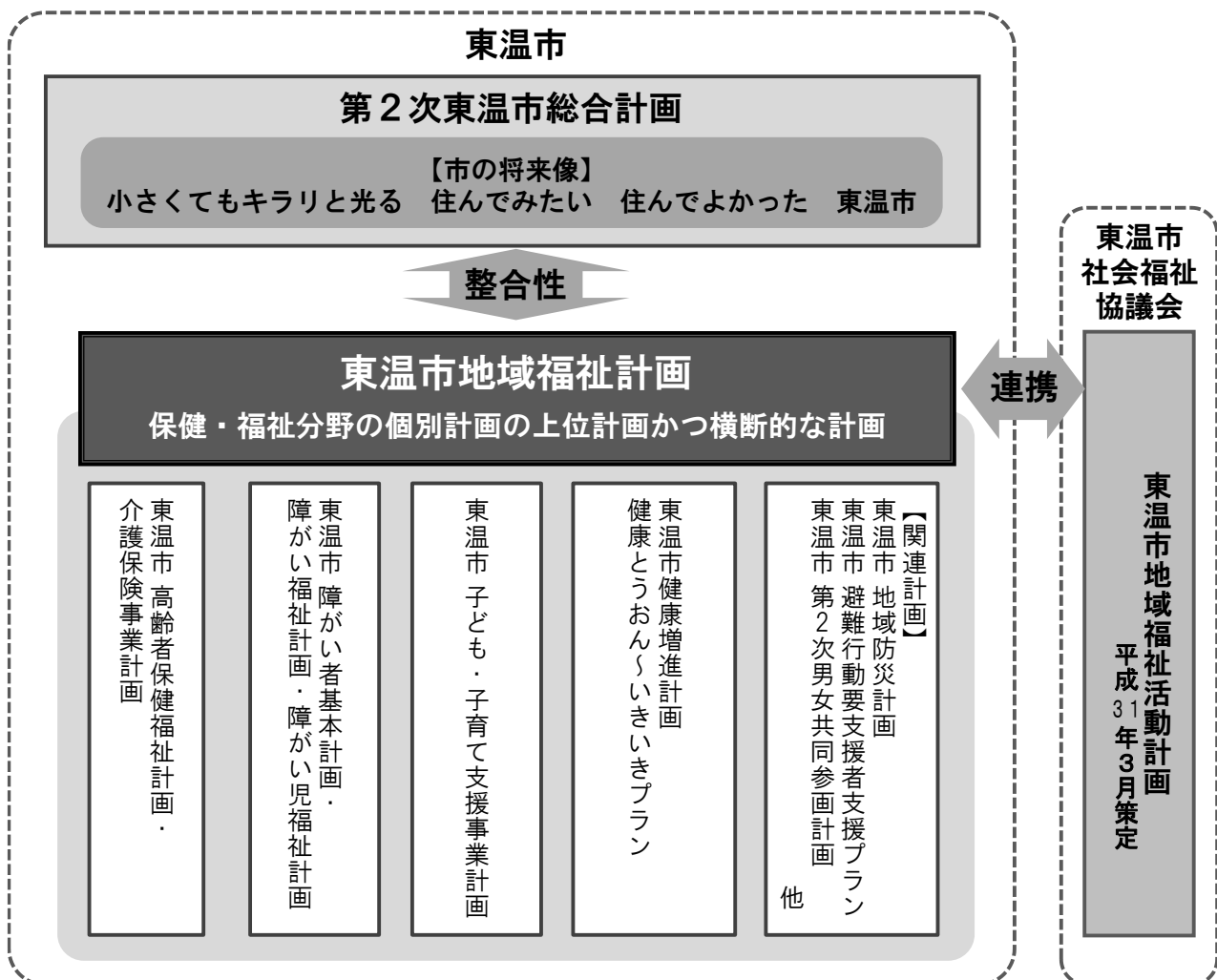
東温市地域福祉計画は、「第2次東温市総合計画」を上位計画とし、“福祉における基本計画”として位置付けられています。

また、市社協が策定した東温市地域福祉活動計画と連携し、具体的な取組を支援します。

地域福祉計画は、高齢者、障がい者、子育て、健康増進などの保健・福祉に関連する各計画との整合を図りながら、これらの計画に共通する考え方である市民生活全般にわたる福祉の向上を図るための「理念」と、市民主体のまちづくりや市民参画を基盤とした地域の福祉力を高める「取組」を明らかにします。

地域福祉活動計画は、地域住民やボランティア等が地域の活動に積極的に参加し、地域社会の基盤となる地域福祉をどのように推進していくか、市と連携しながら具体的に計画するものです。

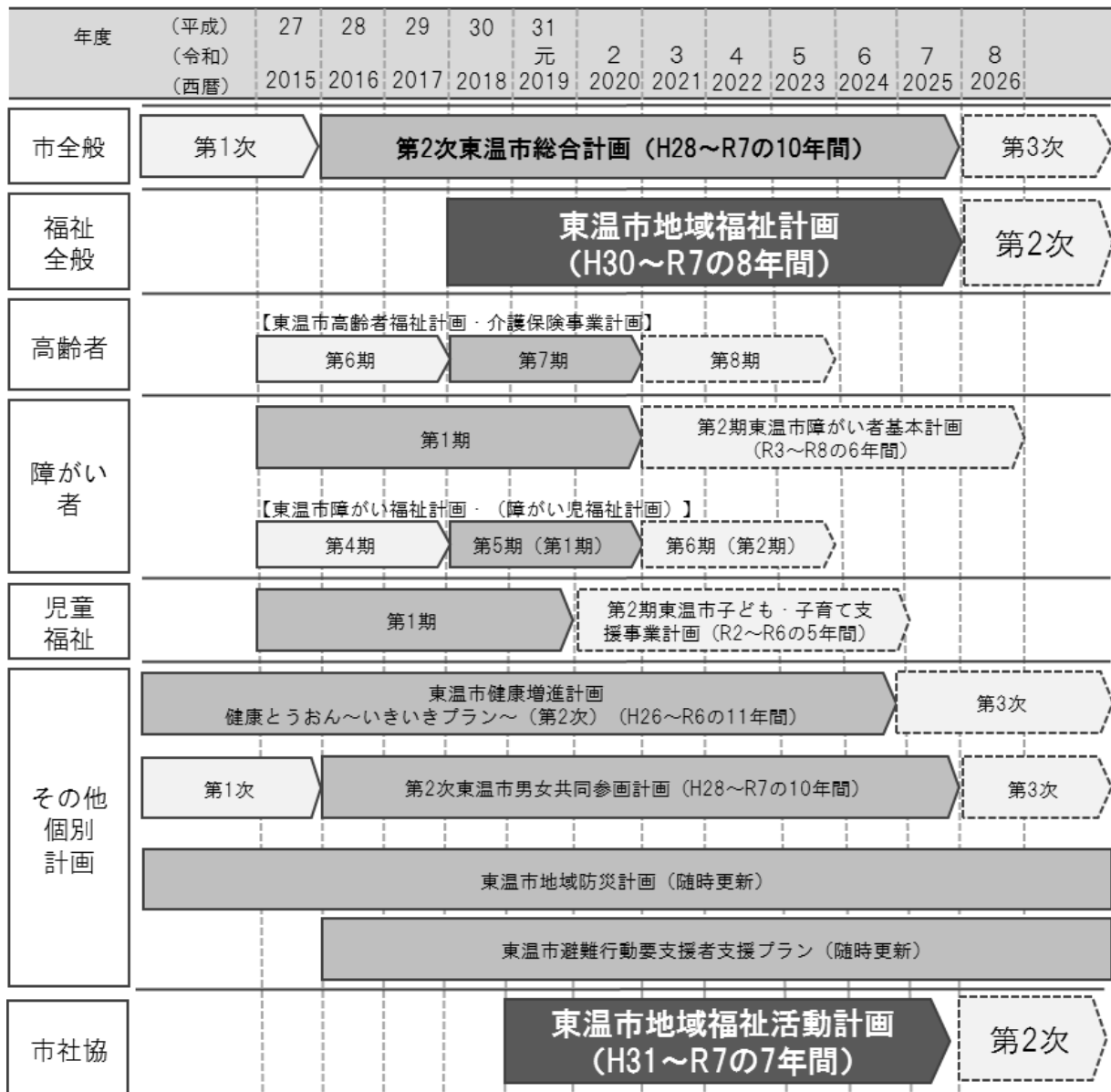
■地域福祉計画の位置づけ



3 計画の期間

東温市地域福祉計画の期間は、2018年度から2025年度までの8年間です。また、東温市地域福祉活動計画は2019年度から2025年度までの7年間です。なお、国や愛媛県、社会情勢の変化や関連計画との調整を考慮し、必要に応じて見直しを検討します。

■計画期間



4 計画の体系

■計画体系図

基本理念

温かい心で思いやり 助け合い 支え合う 笑顔あふれるまち

基本目標1 地域を支える人づくり

- | | | |
|-----------------|---|------------|
| (1) 福祉意識の醸成 | ● 1 福祉教育の充実
● 2 福祉学習の機会創出
● 3 人権教育の推進・啓発 | 重点的な
取組 |
| (2) 人材の育成と活用 | ● 1 人材発掘・人材育成の充実
● 2 民生委員児童委員への支援
● 3 ボランティア人材の育成
● 4 アクティブシニアの活躍推進 | |
| (3) 地域コミュニティの形成 | ● 1 声かけ・あいさつ運動の推進
● 2 まちづくりへの参画の推進
● 3 地域活動への支援 | |
| (4) 交流の場や機会の充実 | ● 1 地域イベントの充実
● 2 交流拠点づくりの促進
● 3 サロンの活用 | |

基本目標2 誰もがつながる体制づくり

- | | | |
|-------------------|--|------------|
| (1) 相談体制の充実 | ● 1 相談しやすい体制の整備
● 2 総合相談窓口の充実
● 3 見守りのネットワークづくり | 重点的な
取組 |
| (2) 情報提供の充実 | ● 1 福祉サービスの情報提供の充実
● 2 情報バリアフリーの推進 | |
| (3) 福祉サービスの充実 | ● 1 地域包括ケアシステムの構築強化
● 2 福祉サービスの横断的連携
● 3 地域福祉コーディネーターの配置 | |
| (4) 地域福祉ネットワークの構築 | ● 1 社会福祉協議会への支援と連携強化
● 2 各種団体との連携強化
● 3 医療機関との連携強化
● 4 地域ケア会議の活用
● 5 広域連携の推進 | |

基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

- | | | |
|--------------------|---|------------|
| (1) 健康づくり・生きがいの推進 | ● 1 健康づくりの促進
● 2 スポーツ・レクリエーション機会の充実
● 3 地域や社会参画の機会創出 | 重点的な
取組 |
| (2) 権利擁護、生活困窮者への支援 | ● 1 成年後見制度や権利擁護の啓発
● 2 虐待防止体制の強化
● 3 生活困窮者への支援等の推進 | |
| (3) 防災・防犯体制の充実 | ● 1 避難行動要支援者支援体制の充実と
福祉避難所の整備
● 2 自主防災力の向上
● 3 緊急通報体制の整備
● 4 地域の防災体制の整備 | |
| (4) 生活環境の整備 | ● 1 公共交通機関の充実
● 2 外出支援の充実
● 3 交通安全意識の向上
● 4 バリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進 | |

第2章 地域福祉を取り巻く現状について

1 市の現状

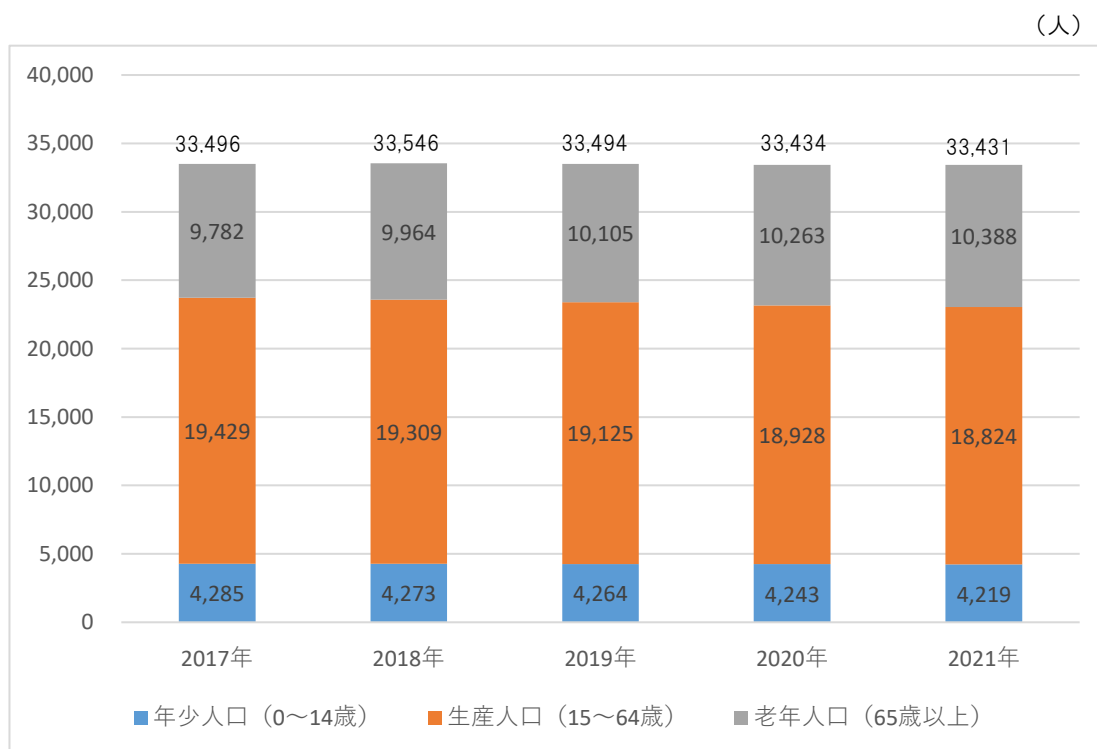
(1) 人口・世帯の状況

① 総人口・年齢3区分別人口

本市の総人口は、2017年以降減少傾向にあり、2021年では33,431人となっています。

人口を年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少傾向にありますが、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進行している状況です。

■ 総人口・年齢3区分別人口の動向

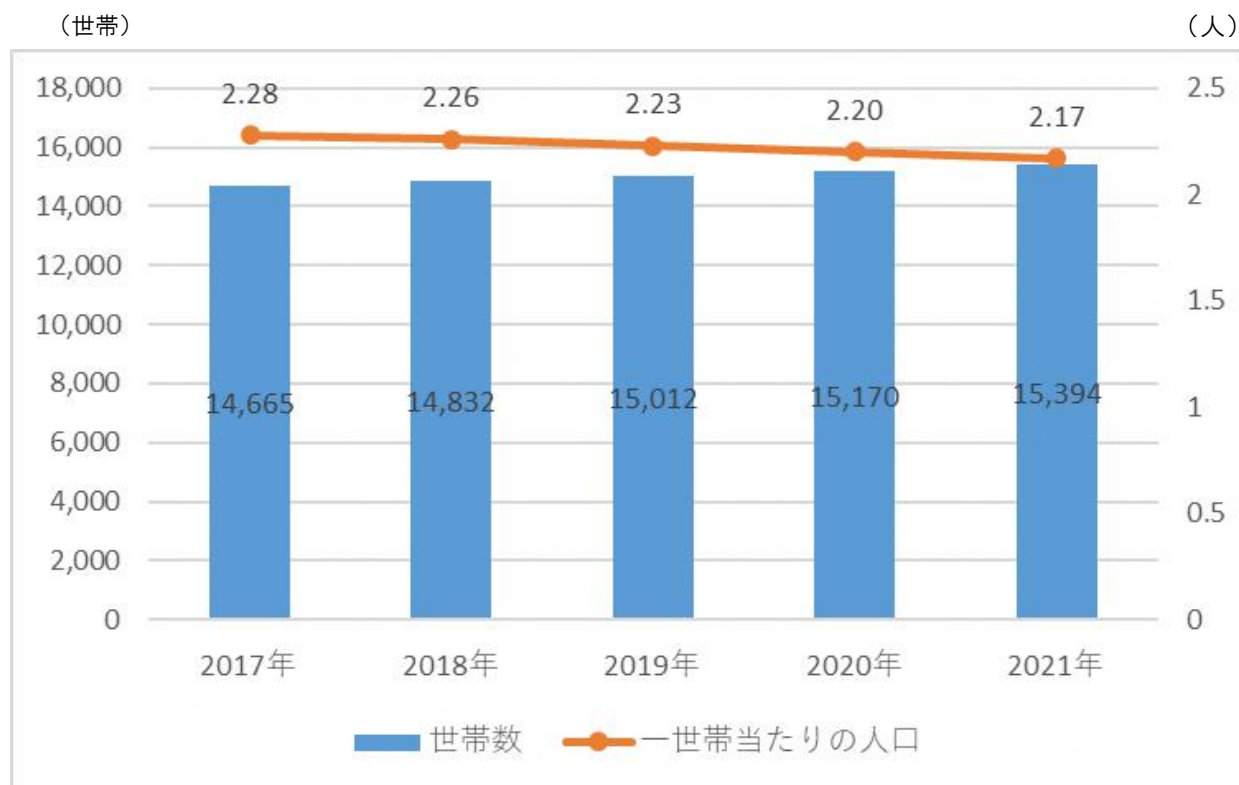


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 世帯数

本市の世帯数は、年々わずかに増加傾向にあり、2021年では15,394世帯となっています。一方、一世帯当たりの世帯人数は年々減少しており、ひとり暮らしや核家族が増加していると考えられます。

■ 世帯数・一世帯当たりの人口の動向



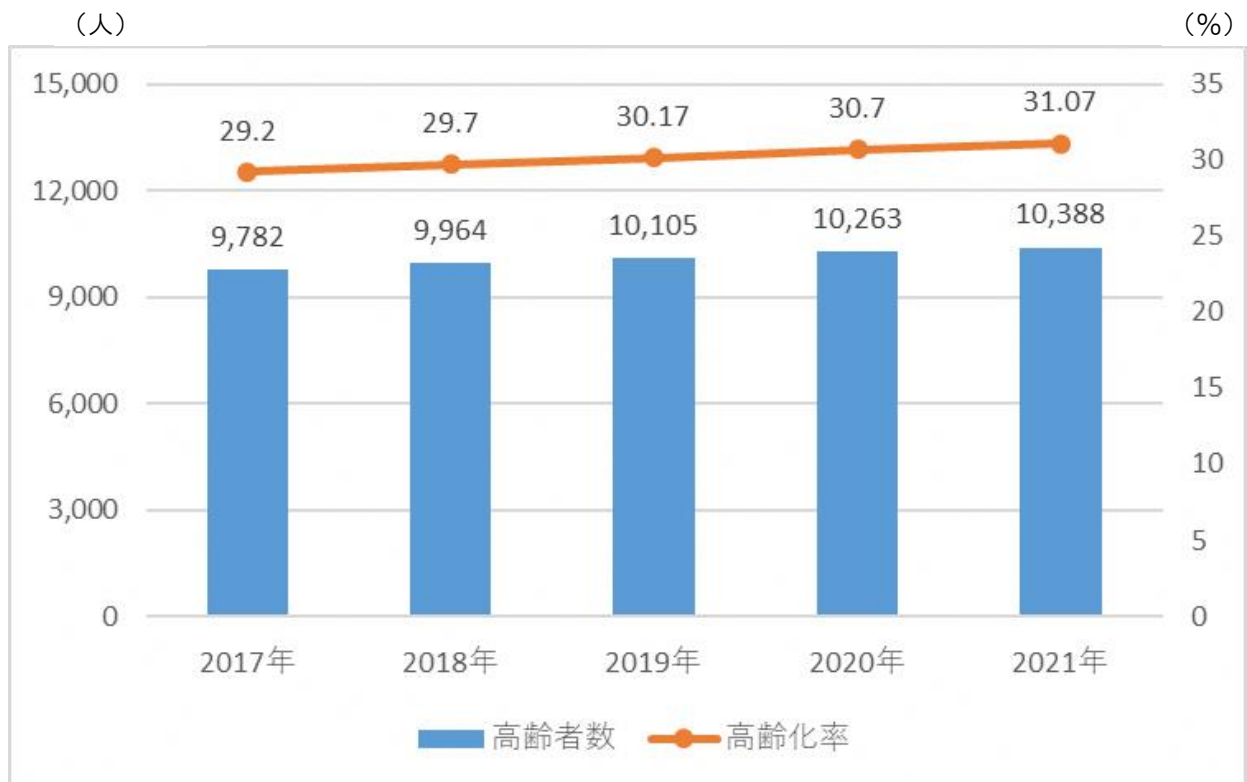
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 高齢者の状況

① 高齢者数・高齢化率

高齢者の人数は、年々増加しており、2021年は10,388人となり、高齢化率は31.07%、高齢者の人口が3割を超えている状況です。

■ 高齢者数・高齢化率の動向



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 社会資源の状況

① 民生委員児童委員

■ 民生委員児童委員数・相談件数の動向

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
民生委員児童委員数	66人	66人	67人	67人	67人	67人
相談件数 (※)	2,824件	3,031件	3,085件	3,796件	2,559件	2,326件

資料：社会福祉課社会福祉係（各年4月～3月現在）

(※)福祉行政報告例の相談支援件数

② 自治会

■ 自治会数・世帯加入率の動向

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
自治会数	34自治会	35自治会	35自治会	35自治会	35自治会	35自治会
世帯加入率	68.9%	68.6%	67.8%	66.6%	66.4%	65.5%

資料：総務課広報広聴・男女共同参画係（各年4月1日現在）

③ 老人クラブ

■ 老人クラブ数・会員数の動向

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
老人クラブ数	28クラブ	28クラブ	28クラブ	29クラブ	29クラブ	29クラブ
会員数	3,353人	3,162人	3,115人	3,057人	3,002人	2,943人

資料：長寿介護課高齢福祉係（各年4月1日現在）

④ シルバー人材センター

■シルバー人材センター登録者数の動向

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
登録者数	210人	198人	192人	188人	182人	169人

資料：長寿介護課高齢福祉係（各年4月1日現在）

⑤ ボランティア・市民活動

■ボランティア登録団体数・登録者数の動向

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
登録団体数	31団体	29団体	32団体	32団体	34団体	34団体
登録者数	613人	598人	576人	590人	629人	512人

資料：東温市社会福祉協議会地域福祉課（各年4月1日現在）

⑥ 自主防災組織

■自主防災組織数の動向

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
自主防災組織数	34組織	34組織	34組織	35組織	35組織	35組織

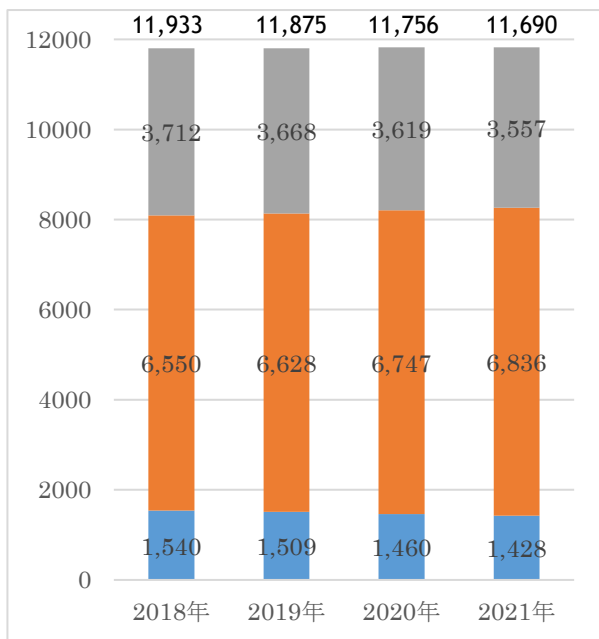
資料：危機管理課（各年4月1日現在）

2 小地域における現状

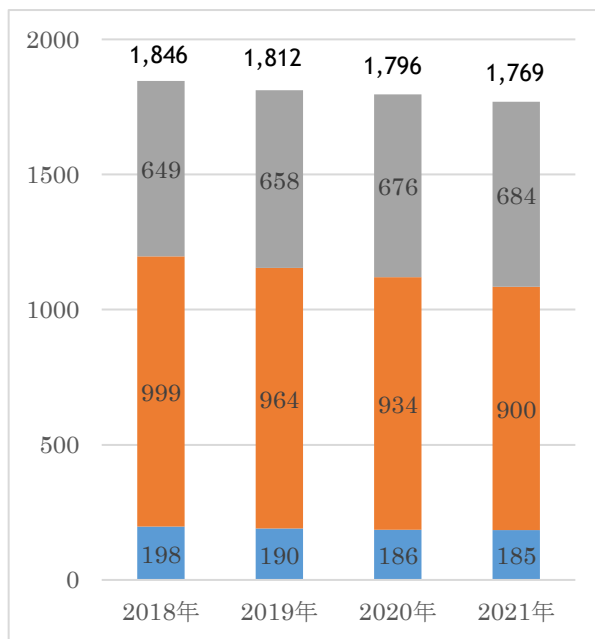
(1) 統計でみる地域の状況

本市の人口を年齢3区分別に分け、さらに小学校区という小地域ごとに比較すると、地域によって人口が増えているところがあるものの、どの地域も少子高齢化が進行している状況です。

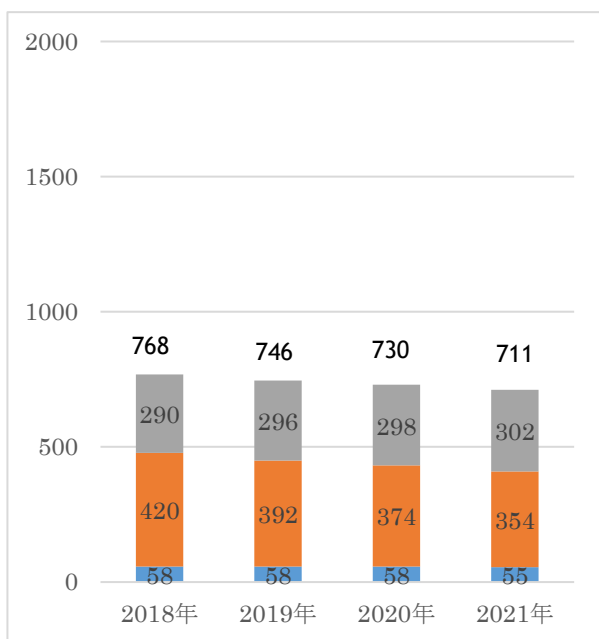
■南吉井



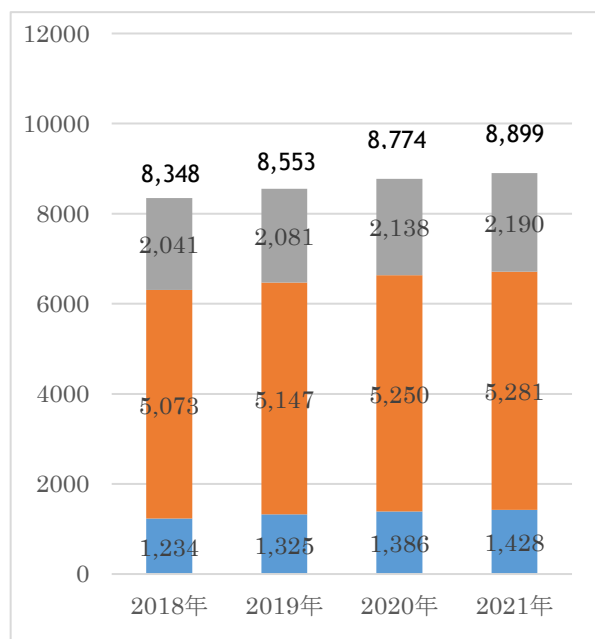
■拝志



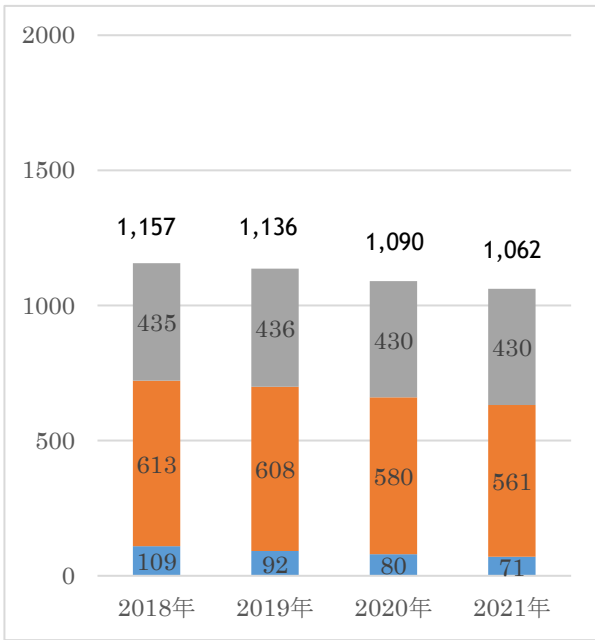
■上林



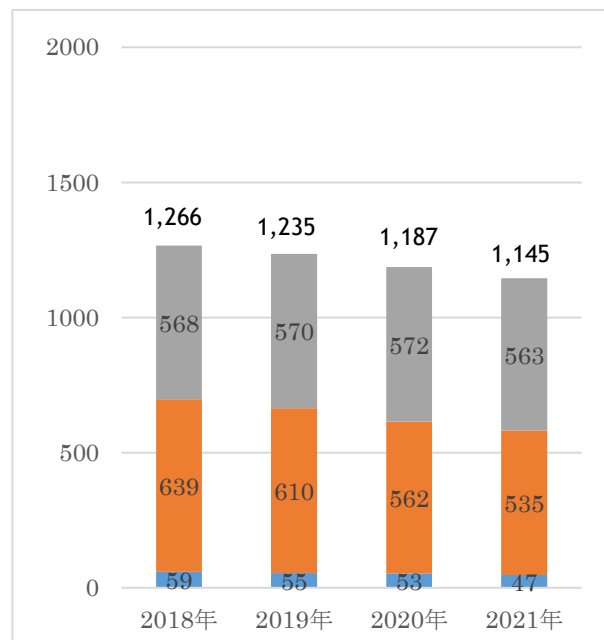
■北吉井



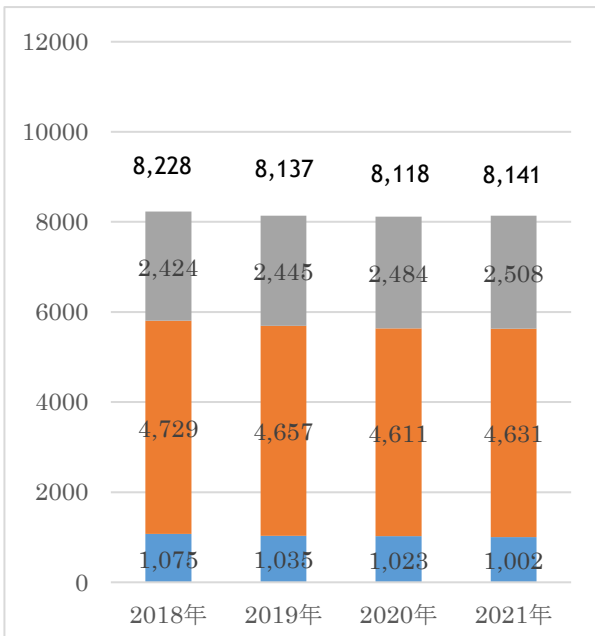
■西谷



■東谷



■川上



単位：人

- 年少人口（0～14歳）
- 生産人口（15～64歳）
- 老年人口（65才以上）



(2) サロン活動を通して見る小地域の現状（状況）

本計画策定時に実施した、小学校区別「ふれあい・いきいきサロン」の聞き取り調査をもとに、策定時からの活動の変化を調査しました。

■サロン登録者数の動向

高齢化によるサロン登録者の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による参加者の減少がみられました。

(人)

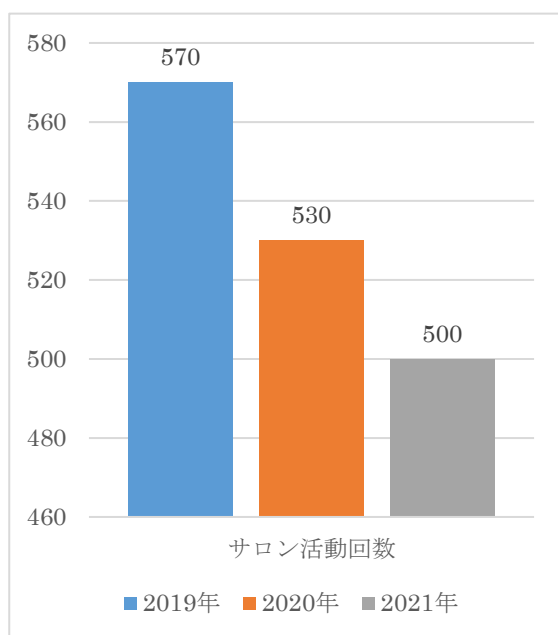
	2019年	2020年	2021年
東谷	124	98	94
西谷	68	67	57
川上	411	373	356
北吉井	238	195	192
南吉井	583	577	474
栲志	58	31	26
上林	42	42	39
合計	1,524	1,383	1,238



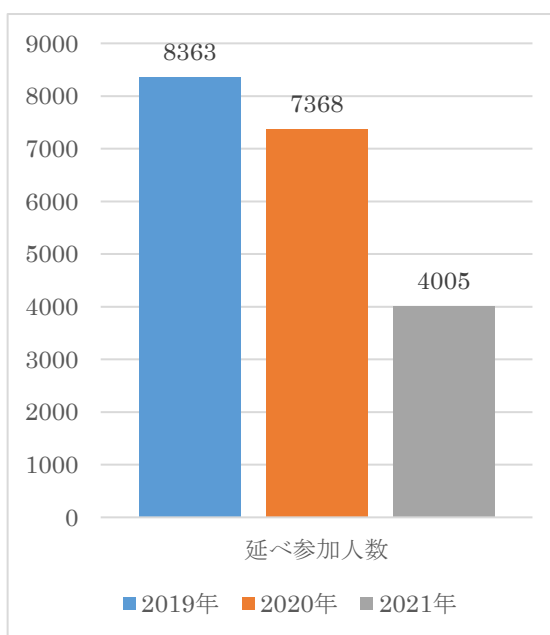
■サロン活動回数の推移

新型コロナウイルス感染症の影響により、活動回数の制限や規模の縮小などの対策が必要となり、思うように活動できなかったサロンがほとんどでした。

(回)



(人)



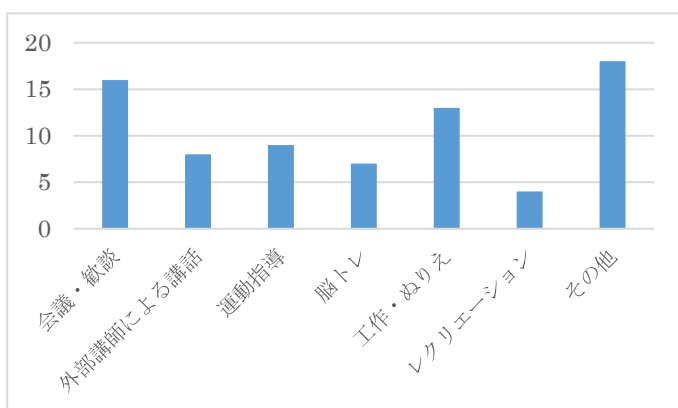
(3) 社会情勢に合わせたサロン活動の変化

社会福祉協議会では、コロナ禍においても活動継続するために取り組まれていることについて、各サロンへアンケート調査を実施しました。(2020年7月実施)

アンケートの結果を各サロンへ配布して情報共有を図り、他市町で行われているコロナ禍でも実施できる活動を紹介し、活動の支援を行いました。

■実施プログラムの内容

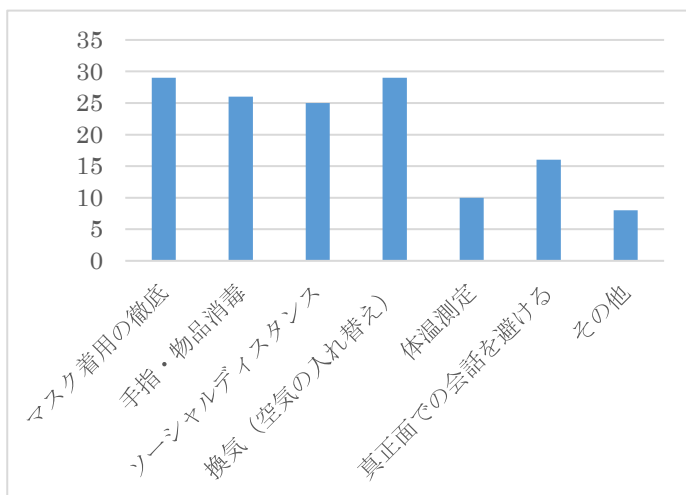
(回)



その他詳細

- ・マスク作り
- ・花壇整地、水やり、
地区清掃作業 など

■実施したコロナ対策



その他詳細

- ・事前連絡のやり取りや
チェックシートを作成
する等して、参加者の
体調を把握する。
- ・時短開催や一度に参加す
る人数の調整 など

■実施者の意見より

- ・参加者の大半が高齢者のため、開催に抵抗がある。
- ・感染に対する恐怖感を覚えながら実施している。
- ・感染対策のため屋外での活動を模索しているが、夏の猛暑や天候不順もあり、なかなか計画が立てられない。

第3章 各取組における中間評価

1 基本目標と取組状況

両計画では、基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を柱に、取組を推進しています。

各取組の評価に当たっては、進捗状況を把握する目安として設定した「評価基準」により、各担当部署において中間評価を行いました。

基本目標1 地域を支える人づくり

日頃からのあいさつや声かけなどの隣近所とのつきあいを通して、お互いを知り、認め合い、ときに助け合い、支え合う心を育むとともに、地域福祉のリーダーとなる担い手の育成を支援することにより、地域を支える人づくりを推進します。

基本目標2 誰もがつながる体制づくり

様々な福祉ニーズに対応するため、自治会や社会福祉協議会、民生委員児童委員、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、子育て支援センター、福祉施設、ボランティア、NPO等の地域で活動する組織・団体と、地域で暮らす人々が積極的に関わり合い、情報交換や連携を強化することにより、地域の中で福祉課題を抱える人を早期に発見し、適切な福祉サービスの提供につなげていく体制づくりを推進します。

基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

障がいのある人への差別と高齢者・女性・子どもへの虐待の防止、生活困窮者への支援のほか、不安要因として残る大規模災害への対応など、これまで実施してきた取組の見直しと、さらなる拡充を行うことにより、安心して暮らせる地域づくりを推進します。

取組状況(別添)

「中間評価」シート

※ 市と市社協が合同で作成した「中間評価」シート (PDF)

「評価基準」

継続：達成に向けて事業を推進し、十分な成果があり、市の必要な事業として判断されたもの。

充実：達成に向けて事業を推進し、成果があったが、今後業務や体制の見直しが必要なもの。

改善：事業を推進したが成果が不十分で、改善が必要であると判断されたもの。

縮小：一定の取組を行ったが、効果・必要性が低く、次年度以降事業を縮小するもの。

未実施：必要性が低く、事業を未実施で、次年度以降も実施の見込みが低いもの。

終了：次年度以降事業を終了するもの。

■事業に対する評価数（169）の基本目標別、計画別一覧

(評価数)	基本目標 1 (49)	基本目標 2 (77)	基本目標 3 (43)	全 体 (169)	(計画別)	
					市 (111)	市社協 (58)
継 続	41	46	31	118	72	46
充 実	4	17	7	28	19	9
改 善	3	12	4	19	17	2
縮 小	0	1	0	1	0	1
未実施	0	0	0	0	0	0
終 了	1	1	1	3	3	0

2 重点的な取組について

計画期間に特に力を入れていく取組として、3つの「重点的な取組」を次のとおり位置づけています。

それぞれの取組状況を踏まえた評価を個々に行いました。

重点的な取組

1. 人材発掘・人材育成の充実 【基本目標1（2）】
2. 地域包括ケアシステムの構築強化 【基本目標2（3）】
3. 避難行動要支援者支援体制の充実と福祉避難所の整備 【基本目標3（3）】

(評価数)	重点的な取組1 (5)	重点的な取組2 (15)	重点的な取組3 (4)	計
継 続	4	6	3	13
充 実	0	6	1	7
改 善	1	3	0	4
縮 小	0	0	0	0
未実施	0	0	0	0
終 了	0	0	0	0

第4章 中間評価結果について

1 策定委員会における主な意見

自治会の世帯加入率について

<課題>

- ・加入世帯が年々減少しているが、加入しないのはどのような世帯か、また加入しない理由は何か。

<取り組むべきこと>

- ・加入しない世帯は、転入世帯や学生・単身世帯、高齢者世帯が主で、金銭的理由や役員の負担感等が理由で加入していない。

加入しなくても行政サービスが受けられるため、加入のメリットを感じていないと考えられるので、災害時の相互の助け合い（共助）をメリットとして周知していく。

- ・現段階では市のゴミ袋配布（組入りの方は区長から、組外の方は市役所で配布）の機会をとらえ、ゴミの分別のお願いと併せて自治会の加入をお願いしている。

中間評価シートについて

<課題>

- ・数値化で比較できるもの（完成率や執行率の前年比較等）を入れるなど、もう少し分かりやすいものに工夫できないか。

<取り組むべきこと>

- ・数値化できるものがあれば取り入れていく。
- ・評価の判断基準についても今後は明確にしていく。

情報バリアフリーの推進について

<課題>

- ・高齢の方はSNSやホームページなどから情報を得ることは難しく、現状の情報ツールに頼りすぎない方法の模索が必要ではないか。

<取り組むべきこと>

- ・情報の発信方法については、ICT以外の有効な手立てについても、関係課で協議していく。

人材の確保について

<課題>

- ・民生委員や区長、事業所等ではホームヘルパーや介護職員、介護専門員、相談支援専門員などの人材確保に苦慮している。

<取り組むべきこと>

- ・健康づくり、介護予防を自分でしっかりやっつけていかなければならないという、自助の意識を高めるための仕掛けづくりをしていく。
- ・地域の人とのつながりができる地域活動を推進し、住民の意識を高めていく。

<アドバイザーから>

福祉教育について

福祉教育というのは学校をイメージしがちであるが、福祉教育のステージは学校・家庭・地域の三つがある。この三つのステージをいかに活用しながら、子どもから大人まで幅広い世代にわたって福祉教育をしていくかが課題である。地域の課題解決、住民のつながりづくりという点で福祉教育は今後大事である。

人材育成について

認知症サポーター講座等は受講するのが最終ラインではなく、学んだことをどう生かすかが大事である。例えば小学生であっても、地域を担う貴重な人的資源になり得る。学んだことを生かして、何らかの形で認知症の方々に対する支援（気づきや日常生活支援等）につなげられるように、受講修了後の次のステップについて考えていく必要がある。

デジタル難民、情報難民への対応について

デジタル難民、情報難民に、必要な情報をどう伝えるかが非常に大事になってくる。ICT教育を推進しながら、デジタルを使った情報発信を充実させることも大切だが、時代の流れに追いつけない（追いつきにくい）人たちへのサポートが重要になる。安心、安全な暮らしを続けるうえで、必要な情報が必要な人に的確に届くことが必要となることから、デジタル弱者への支援とともに多様な方法による情報発信が必要となる。

行政の連携について

行政組織における連携を図るための体制づくり（ワンストップ型の機能を持つ相談窓口の設置や連携を図るためのチームを作るなど）について具体的な検討が必要ではないか。

2 今後の方向性について

中間評価結果について、委員やアドバイザーからいただいたご意見等を踏まえ、計画後半だけでなく次期計画策定も視野に入れ、以下のとおり課題と今後の方向性についてまとめました。

(1) 課題

- ①情報バリアフリーの推進とデジタル難民への対応
- ②様々な福祉団体における人材不足
- ③地域のつながりを強化することができるきっかけづくり
- ④行政の連携体制



(2) 今後の方向性

- ①各世代に合わせた効果的な方法での情報提供
- ②教育現場などへ福祉に関する学習機会を提供
現役世代がボランティア活動等に興味を持てるような情報提供
- ③地域行事を利用する等世代を超えた交流の場の充実
地域力の強化、地域のリハビリ活動
- ④総合的な相談窓口充実のため行政内部における横断的な庁内連携の推進
多様化、複雑化する相談や課題の解決に向けた行政、地域、専門職等の連携強化

1 東温市地域福祉計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東温市附属機関設置条例（平成24年東温市条例第2号）第3条の規定に基づき、東温市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の構成、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、地域の実情を反映した地域福祉計画（以下「計画」という。）が、総合的かつ体系的に策定されるよう次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の事業推進に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療及び福祉の関係者
- (3) 市民を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に定める所掌事項が達成されたときまでとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員委嘱後最初に招集される委員会は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2

東温市地域福祉活動計画策定委員会規則

(目的)

第1条 東温市社会福祉協議会が策定する東温市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の進捗管理、評価に関する事項について、調査及び審議するため、東温市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 活動計画の進捗管理、評価に関すること
- (2) 活動計画に基づき実施される事業の点検と課題の分析・整理
- (3) その他委員会の目的を達成するために会長が必要と認めたこと

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織し、次に掲げる者のうちから会長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療及び福祉の関係者
- (3) 市民を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に定める所掌事項が達成されたときまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後最初に招集される委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、東温市社会福祉協議会において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

3 委員名簿

東温市地域福祉計画策定委員会・東温市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

順不同、敬称略

番号	職名	氏名	備考
1	東温市ボランティア連絡協議会会長	宮田 恵子	
2	東温市民生児童委員協議会会長 (兼川内地区民生児童委員協議会会長)	渡部 元衛	
3	東温市民生児童委員協議会副会長 (兼重信地区民生児童委員協議会会長)	大谷 早美	
4	東温市区長会会長 (兼自主防災組織会長)	三棟 義博	
5	東温市老人クラブ連合会会長	東 正史	
6	東温市婦人会会長	高須賀 恵美子	
7	ウエルケア重信施設長	濱村 奈緒	
8	ガリラヤ荘施設長	高橋 雅志	
9	しげのぶ清愛園園長	宇都宮 浩司	
10	三恵ホーム施設長	大野 裕介	
11	東温市社会福祉協議会事務局長	仙波 直也	
12	東温市市民福祉部部長 (兼東温市福祉事務所長)	大西 聖子	
13	東温市教育委員会事務局長	池田 隆太	
14	聖カタリナ大学人間健康福祉学部教授	恒吉 和徳	アドバイザー